

議案第9号

八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。</p>		<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。</p>	
職名	議員報酬額	職名	議員報酬額
議長	月額 <u>442,000円</u>	議長	月額 <u>398,000円</u>
副議長	同 <u>359,000円</u>	副議長	同 <u>325,000円</u>
議員	同 <u>328,000円</u>	議員	同 <u>299,000円</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

社会経済情勢の変化に伴い、市議会議員の議員報酬の引上げを行うため。

